

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 5 月 3 0 日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第 4 号

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市事務専決規程（平成 1 9 年新潟市訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表のうち第 1 の表の（3）の表 5 の項第 1 3 号中「新潟市財産条例」の次に「（平成 2 5 年新潟市条例第 5 号）」を加え、別表のうち第 2 の表及び第 3 の表中「2 5 0 万円」を「4 0 0 万円」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。